

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月5日（平成28年（行個）諮問第20号）

答申日：平成28年7月19日（平成28年度（行個）答申第74号）

事件名：本人が行った労働者派遣法違反の申告に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が需給調整事業部に平成26年特定月に労働者派遣法34条の件で申告した調査結果復命書一式。（派遣先：特定事業所 特定住所）ただし、請求人が提出した文書は除く。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年10月26日付け東労発総個開第27-402号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

私が初めて一人で東京労働局需給調整事業部を訪れたのは特定年月日であった。その時面談した特定職員に平成26年特定月日付けの「直接雇用の指導・助言等に関する申告」に添付したのと同じ、業務内容一覧表に基づき、13年間実際にやってきた業務内容を細かく話した。特定職員からは、「私のやってきたことは5号OAクラークに該当しない可能性が極めて高い」という説明があった。「5号OAクラークと一般事務のギリギリはどこの会社も同じで苦しい」という説明も合わせてあった。私はその時初めて、自分のような一般職の常用代替が日常的に行われていることを認識した。

特定年月末、派遣先であった特定事業所Bに対して損害賠償を求めるべく特定労働組合に加入した。特定労働組合の特定役職である組合Aに

私が実際にやってきた業務内容を細かく話すとやはり「期間制限違反であった可能性が高い」という説明であった（特定事業所Aが作成した業務内容一覧表は私が作成したエクセルの業務内容一覧表に基づく。）。

私自身も専門26業務について説明されている文書の中の、5号OAクランクの内容を読み返したところ、自分が10年以上やってきた実際の業務内容は事務の専門派遣からは大きく逸脱していたと認識した。

しかし、特定年月日に東京労働局需給調整事業部より電話による平成26年特定月日付けの「直接雇用の指導・助言等に関する申告書」に対する回答は、「34条については違反は確認できなかった。しかしその他審査請求人が申告した内容については、審査請求人の話、特定事業所A、特定事業所Bから聴き取った内容から特定事業所Bと特定事業所Aで連絡調整が不十分だったので是正指導することとなった」というものであった。実態とは大きくかけ離れた調査結果としか私は認識することはできない。開示された文書は肝心の調査内容等が全て黒く塗りつぶされており、私はどんな調査が行われたのか全く確認することができない。違法派遣ではなかった証拠を私が納得できるよう、十分に示していただきたい。

(2) 意見書

私は派遣元移籍も含めて13年間の長きにわたって就労した特定事業所Bを事実上、「モノ扱い」＝使い捨て同然の形で、特定年月日付けで契約終了となった。契約を打ち切ったのは書類上の雇用主であった特定事業所Aであったが、実際に仕掛けたのは、派遣先であった特定事業所B特定部署のA部長（当時）であった。私の交代としてこっそり特定事業所Cから派遣社員を呼び寄せ、仕事を教えさせてその人が当たりだったら私の契約を打ち切ろうとしたという、私の人としての尊厳を傷つけるやり方であった。私が東京労働局需給調整事業部を訪れたことを特定事業所Aに告げると私の交代としてこっそり呼び寄せた派遣社員は私の交代ではないという話が特定事業所Bと特定事業所Aとの間で作られていき、最終的に「私の業務はなくなる」という現実とはかい離した契約終了の理由を特定事業所Aより告げられることとなった。

派遣元移籍の経過と私が実際に行っていた業務内容及び雇止めに至る経過については、添付資料①特定年月日付け特定労働委員会宛て陳述書（添付省略）に詳細を記載している。私は特定事業所Bに対して損害賠償を求めため、契約打ち切りとなった特定年月に特定労働組合に加入した。特定労働組合に加入して特定事業所Bと特定事業所A宛てに団体交渉に応じるよう要求書を送付すると、特定事業所Bとは特定労働委員会を舞台とした労働紛争に突入していかざるを得なかった。この陳述書は一年余りの労働紛争の最終段階で、特定事業所Bに対する私の思いの丈

をしたためたものである。特定労働組合の特定役職 A が陳述書らしくフォームを整えたが、全て私自身の言葉で書いたもので内容にうそ偽りはない。

添付資料②から④の特定年月日付け特定事業所 B 特定部署 A 部長（当時）発信レターのレター 3 通（添付省略）に記載されている業務内容（社員の稼働表・契約社員のタイムシートの代理入力及び申請，海外出張中の社員の慶弔費等の立替え，契約社員・非常勤嘱託社員の通勤手当申請書の代理作成）はいずれも派遣社員であった私が 3 年以上にわたって実際に行っていた業務を今後は社員が自分でやるよう指示した内容である。この 3 通のレターが配信された同日の午後は特定事業所 A が私を訪ねて来社する予定になっていた。私が交代の派遣社員をこっそり呼び寄せた事実経過の説明を特定事業所 A 経由で求めているのに対して特定事業所 A が回答するためであった。特定事業所 A から連絡を受けて，労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に抵触していた可能性があることを知らされた A 部長が慌てて，事務の専門派遣を逸脱した業務を何年にもわたって派遣社員に行わせてきた事実を隠蔽しようとしたものと私は受け取っている。

添付資料⑤特定年月日付け特定事業所 B 特定部署内配信メール（重要：部会開催 派遣社員の扱いについて）（添付省略）は，「派遣社員の仕事内容に関連して近く労働局立入り調査が入る可能性があるのでは是正したい旨」記されている。このメールは私の雇止めの事実経過がコンプライアンス違反に当たると認識していた特定部署（当時）の契約社員が転送してくれたものである。特定年月に二度私が東京労働局需給調整事業部を訪れたことを特定事業所 A から知らされた A 部長代理が慌てて B 部長代理（当時）に指示を出し，やはり事務の専門派遣を逸脱した業務を派遣社員にやらせていた事実を隠蔽しようとしたことをうかがわせるものだと受け取ることができる。

添付資料⑥特定年月「業務適正化プラン」に基づく業務仕訳の際の特定事業所 A とのメール交信記録（添付省略）は，事務の専門派遣を逸脱して一般職の常用代替として多岐にわたって行っていた業務内容を無理矢理事務の専門派遣にあてはめていった経過を物語っているものと思う。実際には，特定年月日付けの「労働者派遣法第 48 条に基づく直接雇用の指導・助言等に関する申告書」及び特定年月日付け「陳述書」に記載のとおり，その後も根本的な是正がなされることはなかった。特定事業所 A 作成業務内容確認シートは，特定労働組合の特定役職 A が違法派遣といっているのと同じだと指摘したものである。

添付資料⑦特定年月日付け特定事業所 B 特定部 C 部長， C C D 部長

代理（当時）とのメールの交信記録（今後の雇用契約に付きまして）（添付省略）は、父親が亡くなった後派遣の細切れ契約更新を続けていくことに将来への不安を感じた私が直接雇用の可能性について尋ねたものである。業務内容について深く言及しているものではないが参照していただきたいと思う。

最後の添付資料⑧特定年月日付け特定事業所B特定役職発信レター（労働者派遣法の遵守について）（添付省略）は特定労働局からは是正指導がなされたことが記載されている。人件費削減のために特定事業所Bは特定年頃から一般職の常用代替として事務の専門派遣偽装を行っていた。私は「陳述書」に記載のとおり、特定事業所Aを派遣元とした登録型派遣社員としては特定年月から特定年月まで就労し続けた。特定年月に特定労働局から派遣受入に関して是正指導が出され、会社として違法行為であることを認識していたにも関わらず、特定事業所Bは私が登録型派遣であることを見過ごし、一般職の常用代替として使い続けたことを示すものではないか。

理由書を読んで特定事業所Bがどんな書類を提出したかある程度は察しがつく。「請求人以外の特定の個人を識別することができる職氏名が含まれており、特定の個人を識別できるもの」とは、外注付託書類（日本人・外国人共に）、分担金通知書、進捗予実システム表を指すものと思う。私が何年にもわたって作成し続けた膨大な量の書類の一部である。誰よりも私自身が一番よくわかっている。特定事業所Bには私が作成したこれらの書類や証拠としたメールがファイルされているはずである。サーバーには膨大な数の電子ファイルも残っているはずである。

最も違法派遣だった実態を物語っているはずの、私と社員との膨大な量のメールの交信記録は特定事業所Bより提出されたのか。健康診断・人間ドックの予約願い、荷物が来るので受け取って、こんな荷物がいついつ届くから受け取ったら送って、誰それさんが来たら渡して・・・等々数限りなくあったが、個々の社員の協力がなければ無理なことなので提出されなかったものと推測するしかない。私が一番後悔していることの一つは忙しすぎて業務日誌をつけておかなかったことである。入社してから退社するまでどんなことやったか、全部細かく記録しておけば良かったと悔やまれる。受電、コピー・スキャン、お使い、お茶出し、年配社員へのパソコン操作説明、海外出張から帰ってきた社員のパソコンのウイルスチェック、健康診断の予約、航空券の手配、国際輸送、空港へ送る荷物の手配、郵便物配布、文書回覧、部署のオフィシャルメールの送受信、歓送迎会のためのケータリング等手配、プロジェクターの準備等々、海外部門で働いていたので書類作成と同時に数え切れないぐらいの隙間業務を数年にわたりやっていた。それを説明するためには記

録しかないが、忙しすぎてそんな余裕は全くなかった。日々のメールを全部印刷すると余りに膨大な量でとても無理であったが、一部でもハードコピーを残しておかなかったことも今も深く後悔している。

どれほど自分は社員と同じように仕事をしていて、いや社員以上に働いてきたと叫んでも、証拠が自分の手元になれば、「それはあなたの自負に過ぎない」で終わりである。すでに派遣先を去ってれば、その証拠を手に入れる手立ては労働者にはない。労働局の仕組みはどこまで行ってもスルスルで労働者にとって残酷としか言いようがない。行政は公平な立場であると需給調整事業部を訪問したときに聞かされたが、そもそもの立ち位置が特定事業所Bという巨大組織と私という一個人とでは公平ではない。手元にある情報量をはじめとして、弁護士を頼む資金力においても圧倒的に差があり、一個人である私はあまりに無力である。違法派遣を物語っているはずのメールの発信記録や証拠は全て特定事業所Bにあり、パソコンは特定事業所Bから支給されたものであり私の手元には何もない。その私が事務の派遣を逸脱していた実態の根拠となる証拠を提示することなど困難であるのは当然である。これらのものを特定事業所Bが東京労働局に提出しないとしても私はなすすべがない。労働行政のいう「公平」とはなにか。

特定労働組合で申立てをした特定労働委員会と私個人で申立てをした東京労働局が横でつながり、会社をあげて人件費削減のために一般職の常用代替として派遣を使っていた特定事業所Bの違法行為を労働行政としてあぶり出すことはできなかつたのか、今も私の中で大きな疑問がくすぶり続けている。特定年月に、初めて需給調整事業部を訪ねた時面談した職員に「労働局で労働者を守ることはできない」と言われたが、本当にそのとおりであった。労働者の雇用の確保、あるいは金銭的補償のどちらにもつながらない労働局の調査は、そもそも何のために、誰のためにあるのか、さっぱりわからないと感じている。労働行政そのもののあり方を問いかけたいと思う。

特定年月初旬に早く結果を出してほしいとプレッシャーをかけるために、特定労働組合の特定役職Aと需給調整事業部に出向いた時、担当の職員から、調査結果が労働委員会の流れに何か影響してくるのかと問われた。特定役職Aが、特定事業所Bと和解するための追い風としたいと説明した。その時私は実際にやっていた業務内容をかなり細かく説明した。「あれだけの内容を伝えれば違法派遣と出ると思うけれど、今は是正しているという結果が出ることを心配している」というのか特定役職Aの見通しであったが、違法派遣という結果は出なかつた。

「理由説明書」の中に「これらの情報には、特定事業所が労働局との信頼関係を前提として、労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明

らかにした情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には、特定事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある。また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。」とあるが納得できない。事業所が信頼関係を前提として労働局に誠実に実態を明らかにしたものであれば、開示されることにより事業所になんらかの不利益が生じることを労働局が心配する必要などないのではないか。そもそも開示されても事業所に不利益が生じることなどないはずである。違法派遣はなかったと労働局が認定したのであるから、それらの情報は事業所が労働者派遣法を遵守し、適正に派遣労働者を使い続けてきたことを示すものであるはずで、むしろ積極的に、正々堂々と開示されるべきではないか。それとも労働局の調査が公平に行われなかったことをうかがわせる情報が記載されているので、開示しては不都合が生じるということなのか。文面の裏にはその様な言葉が隠れていると受け取れる。

労働局の調査が公平に行われたものなのかを確認したくて東京労働局に対して是正指導文書の開示請求を行ったところ、肝腎なところは全部黒く塗りつぶされた文書が出てきた。これはまるで東京労働局が特定事業所Bをかばい、特定事業所Bの違法派遣を合法と認定したのも同然ではないか。私はどんな調査が行われたのか知ることさえできない。労働局はどこまで行っても事業主寄りで、労働者の知る権利さえ奪っていると思えない。労働局は、労働者のためではなく事業主のためにあるのだということがよくわかった。特定労働組合に加入して損害賠償を求めると争いとなってしまい、派遣先の弁護士によって踏みにじられた13年間の足跡と「モノ扱い」を、さらに労働局によって踏みにじられ追認されたような思いがする。非常に残念である。

労働者派遣法の当初の理念は一般職の常用代替防止であったはずである。昭和61年、男女雇用機会均等法と前後して成立した労働者派遣法では、派遣はあくまでも「一時的・臨時的」な働き方のはずであった。派遣が当初の理念どおりであるなら、私のように同じ派遣先で10年以上働く人など出現しないはずであるが、規制緩和が進みタテマエとは裏腹に特定事業所Bのような、経費節減のために事務の専門派遣を装った偽装派遣がまん延してしまった。その実態に労働行政としてメスを入れることのないまま、平成27年9月11日労働者派遣法改正が可決成立した。業務区分がなくなったことにより私のような事務の専門派遣を装った偽装派遣は、違法派遣ではなくなってしまった。法改正でもタテマエは派遣は「一時的・臨時的」な働き方といているが、業務区分を取り払ったのであるから、事実上禁止業務以外何でも有だと思ふ。一般職

の常用代替として働いてきた派遣労働者の多くは女性である。規制緩和を進めてきた果てに、一般職の常用代替防止という理念を日本が完全に捨て去ったことは、「女性の活躍推進」をうたう政権の方針と相反するものであり、非常に残念である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イに該当するとして不開示とした情報のうち、下記2(3)に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労働者派遣法49条の3に基づき、請求人が行った申告及びその処理に係る文書で、別表に掲げる文書番号1ないし16の文書(以下「対象文書」という。)である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号

別表に掲げる対象文書3の②、③、4、5、8、13及び15の不開示を維持する部分には、請求人以外の特定の個人を識別することができる職氏名が含まれており、当該部分は、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ

別表に掲げる対象文書3ないし16の不開示を維持する部分には、調査対象事業所(以下「特定事業所」という。)に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロ

別表に掲げる対象文書5、6及び8の不開示を維持する部分には、東京労働局の要請を受けて、特定事業所から東京労働局に対して、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、特定事業所における通例として開示しないこととされている情報が記載されており、これらの情報は、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号イ

別表に掲げる対象文書3の①及び②, 6, 7, 13並びに15の不
開示を維持する部分には, 特定事業所の調査対象者から聴取した内
容, 調査において特定事業所が明らかにした実態, 請求人からの申
告に係る労働局の調査結果及び対応方針等が記録されており, これ
らの情報は, 労働局の指導監督により明らかとなった具体的な記述
であり, これらの情報が開示されると, 国の機関が行う検査・指導
に関する事情聴取, 実態確認のために必要な資料等の調査手法・実
施状況等が明らかになるおそれがあり, それらを基に, 今後, 当該
事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠匿を行うなど,
国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し, 違法若しくは不当な
行為を容易にし, 又はその発見を困難にするおそれがある。

また, これらの情報には, 特定事業所が労働局との信頼関係を前提
として, 労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明らかにした
情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には, 特定
事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ, 今後,
事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれ
がある。また, 関係書類の隠匿を行うなど, 国の機関が行う検査・指
導に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって, これらの情報は, 法14条7号イに該当するため, 原
処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

別表の2欄に掲げる対象文書1, 2, 3, 9, 11及び14の新たに
開示する部分については, 法14条各号に定める不開示情報に該当しな
いことから, 新たに開示することとする。

(4) 請求人の主張について

請求人は, 審査請求の理由として, 審査請求書の中で, 「調査内容等
が全て黒く塗りつぶされており, 私はどんな調査が行われたのか全く確
認することができません。」等と主張してその開示を求めているが, 上
記2(2)で述べたとおり, 法12条に基づく開示請求に対しては, 開
示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示の
判断をしているものであり, 請求人の主張は, 本件対象保有個人情報の
開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり, 本件対象保有個人情報については, 原処分において不開
示とした部分のうち, 上記2(3)に掲げる部分を新たに開示することと
するが, その余の部分は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月2日 審議
- ④ 同月22日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年6月16日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が需給調整事業部に平成26年特定月に労働者派遣法34条の件で申告した調査結果復命書一式。（派遣先：特定事業所 特定住所）ただし、請求人が提出した文書は除く。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書16に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イに該当するため、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書3（担当者が作成した文書（その1））の不開示部分について

ア 9頁及び10頁には、担当官の意見等が記載されている。

(ア) 9頁の26行目10文字目ないし27行目、29行目13文字目ないし25文字目、30行目35文字目ないし32行目2文字目、10頁の1行目ないし2行目30文字目及び5行目32文字目ないし6行目は、審査請求書の記載内容から推認できる情報であり、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする

おそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (イ) 9頁及び10頁のその余の部分には、担当官が特定事業所から聴取した内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- イ 11頁には、担当官が特定事業所から聴取した内容等が記載されている。

- (ア) 11頁の1行目及び4行目1文字目ないし3文字目は、原処分が開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報ではなく、かつ、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (イ) 11頁の4行目4文字目ないし6行目は、被聴取者の職氏名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 11頁のその余の部分は、担当官が特定事業所から聴取した内容等が記載されており、上記ア(イ)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 12頁ないし14頁には、担当官が特定事業所から聴取した内容等が記載されており、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 15頁には、担当官が特定事業所から聴取した内容等が記載されている。

（ア）15頁の1行目、3行目、4行目1文字目ないし3文字目、8行目ないし13行目、19行目、22行目及び23行目は、担当官が特定事業所から聴取した内容が記載されており、原処分で開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報ではなく、かつ、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）15頁の4行目4文字目ないし7行目は、被聴取者の職氏名が記載されており、上記イ（イ）と同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（ウ）15頁のその余の部分は、調査対象事業所の雇用管理等に関する情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（2）別表に掲げる文書4（特定事業所Bが提出した資料）の不開示部分について

当該部分には、当該事業所の雇用管理に関する内部情報が記載されており、上記（1）エ（ウ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（3）別表に掲げる文書5（特定事業所Aが提出した資料）の不開示部分について

当該部分には、当該事業所の雇用管理に関する内部情報が記載されており、上記（1）エ（ウ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号ロについて判断するまでもなく、不開示とするこ

とが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書6（担当者が作成した文書（その2））の不開示部分について

当該部分は、担当官が聴取した内容等の調査結果を取りまとめたものであり、上記（1）ア（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書7（担当者が作成した文書（その3））の不開示部分について

当該部分には、担当官が聴取した内容等の調査結果を踏まえた労働局の対応が記載されており、上記（1）ア（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書8（特定事業所Aが提出した資料）の不開示部分について

ア 37頁, 38頁, 45頁, 46頁, 53頁, 54頁, 61頁, 62頁, 69頁, 70頁, 77頁, 78頁, 85頁, 86頁, 93頁, 94頁, 103頁, 104頁, 111頁, 112頁, 119頁, 120頁, 127頁, 128頁, 135頁, 136頁, 143頁, 144頁, 151頁, 152頁, 159頁, 160頁, 167頁, 168頁, 175頁, 176頁, 183頁, 184頁, 191頁, 192頁, 199頁, 200頁, 207頁, 208頁, 215頁, 216頁, 223頁, 224頁, 231頁, 232頁, 239頁, 240頁, 248頁, 249頁, 256頁, 257頁, 264頁, 265頁, 272頁, 273頁, 280頁, 281頁, 288頁, 289頁, 296頁, 297頁, 306頁, 307頁, 314頁, 315頁, 322頁, 323頁, 330頁, 331頁, 338頁, 339頁, 346頁, 347頁, 354頁, 355頁, 362頁, 363頁, 370頁, 371頁, 378頁, 379頁, 386頁, 387頁, 394頁, 395頁, 402頁, 403頁, 410頁, 411頁, 418頁, 419頁, 426頁, 427頁, 434頁, 435頁, 442頁, 443頁, 450頁, 451頁, 458頁, 459頁, 466頁, 467頁, 474頁, 475頁, 482頁, 483頁, 490頁, 491頁, 498頁, 499頁, 506頁, 507頁, 514頁, 515頁, 522頁, 523頁, 530頁, 531頁, 538頁及び539頁は、審査請求人の就業条件明示書（兼）派遣労働者雇入通知書である。当該文書は、労働局が本件申告内容を確認する上で必要不可欠な文書であることから、労働局が特定事業所から当該文書を収集したことは、おのずと明らか

になると認められ、加えて、当該文書は、審査請求人に通知された文書であることから、当該文書に記載された情報は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分には、審査請求人以外の第三者の職氏名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書きイに該当する。また、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、審査請求人に開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書きイに該当し、3号イ及びロのいずれにも該当するとは認められないことから、開示すべきである。

イ その余の部分は、当該事業所の雇用管理に関する内部情報であり、上記(1)エ(ウ)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表に掲げる文書9(担当者が作成した文書(その4))、文書11(担当者が作成した文書(その5))及び文書14(担当者が作成した文書(その7))の不開示部分について

ア 675頁の2行目3文字目ないし10文字目、678頁の2行目3文字目ないし10文字目及び682頁の2行目11文字目ないし18文字目は、労働局内の対応が記載されており、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分には、労働局と特定事業所とのやり取りに係る部内報告が記載されており、上記(1)エ(ウ)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表に掲げる文書10(特定事業所Aが提出した報告)、文書12(特定事業所Bが提出した報告)及び文書16(特定事業所Aが提出した報告)の不開示部分について

当該部分は、労働局の対応に対する特定事業所の内部情報に係る報告であり、上記(1)エ(ウ)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(9) 別表に掲げる文書13(担当者が作成した文書(その6))及び文書

15（担当者が作成した文書（その8））の不開示部分について

当該部分は、調査結果を踏まえた労働局の対応が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記（1）ア（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は同条2号、3号イ及びロ並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 新たに開示する部分	3 不開示を維持する部分		4 開示すべき部分	
番号	文書名	通頁	該当箇所	該当箇所	根拠条文（法14条）		
1	申告事案調書	1～3	1頁「処理計画欄」の不開示部分	なし	—	—	
2	苦情相談記録票	4～6	4頁「処理計画（てん末）欄」及び「枠外」の不開示部分	なし	—	—	
3	担当者が作成した文書（その1）	7～15	7頁「欄外」欄の不開示部分，9頁の5行目，9行目，13行目及び15行目	①	9頁の6行目ないし8行目，10行目，11行目及び16行目以降10頁，12頁ないし14頁の全文書	3号イ 7号イ	9頁の26行目10文字目ないし27行目，29行目13文字目ないし25文字目，30行目35文字目ないし32行目2文字目，10頁の1行目ないし2行目30文字目及び5行目32文字目ないし6行目
				②	11頁の全文書	2号 3号イ 7号イ	11頁の1行目及び4行目1文字目ないし3文字目

				③	15頁の 全文書	2号 3号 イ	15頁の1行目, 3行 目, 4行目1文字目な いし3文字目, 8行目 ないし13行目, 19 行目, 22行目及び2 3行目
4	特定事 業所B が提出 した資 料	16 ~1 7	なし	全部不開示 を維持	2号 3号 イ	なし	
5	特定事 業所A が提出 した資 料	18 ~2 2	なし	全部不開示 を維持	2号 3号 イ, ロ	なし	
6	担当 者が作 成した 文書(そ の2)	23 ~2 6	なし	全部不開示 を維持	3号 イ, ロ 7号 イ	なし	
7	担当 者が作 成した 文書(そ の3)	27 ~3 0	なし	全部不開示 を維持	3号 イ 7号 イ	なし	
8	特定事 業所A が提出 した資 料	31 ~ 67 3	なし	全部不開示 を維持	2号 3号 イ, ロ	37頁, 38頁, 45 頁, 46頁, 53頁, 54頁, 61頁, 62 頁, 69頁, 70頁, 77頁, 78頁, 85 頁, 86頁, 93頁, 94頁, 103頁, 1 04頁, 111頁, 1	

12頁,	119頁,	1
20頁,	127頁,	1
28頁,	135頁,	1
36頁,	143頁,	1
44頁,	151頁,	1
52頁,	159頁,	1
60頁,	167頁,	1
68頁,	175頁,	1
76頁,	183頁,	1
84頁,	191頁,	1
92頁,	199頁,	2
00頁,	207頁,	2
08頁,	215頁,	2
16頁,	223頁,	2
24頁,	231頁,	2
32頁,	239頁,	2
40頁,	248頁,	2
49頁,	256頁,	2
57頁,	264頁,	2
65頁,	272頁,	2
73頁,	280頁,	2
81頁,	288頁,	2
89頁,	296頁,	2
97頁,	306頁,	3
07頁,	314頁,	3
15頁,	322頁,	3
23頁,	330頁,	3
31頁,	338頁,	3
39頁,	346頁,	3
47頁,	354頁,	3
55頁,	362頁,	3
63頁,	370頁,	3
71頁,	378頁,	3
79頁,	386頁,	3
87頁,	394頁,	3
95頁,	402頁,	4
03頁,	410頁,	4
11頁,	418頁,	4

						19頁, 426頁, 4 27頁, 434頁, 4 35頁, 442頁, 4 43頁, 450頁, 4 51頁, 458頁, 4 59頁, 466頁, 4 67頁, 474頁, 4 75頁, 482頁, 4 83頁, 490頁, 4 91頁, 498頁, 4 99頁, 506頁, 5 07頁, 514頁, 5 15頁, 522頁, 5 23頁, 530頁, 5 31頁, 538頁及び 539頁
9	担当者が作成した文書(その4)	67 4~ 67 5	675頁枠内の4行目ないし6行目	674頁「標題」の1文字目ないし4文字目及び8文字目ないし17文字目 675頁枠内の1行目, 2行目, 7行目及び8行目	3号 イ	675頁の2行目3文字目ないし10文字目
10	特定事業所Aが提出した報告	67 6	なし	全部不開示を維持	3号 イ	なし
11	担当者が作成した文書(その5)	67 7~ 67 8	678頁の4行目, 5行目	677頁「標題」の1文字目ないし4文字目及び8文	3号 イ	678頁の2行目3文字目ないし10文字目

				字目ないし 17文字目 678頁の 1行目, 2 行目		
12	特定事業所Bが提出した報告	679	なし	全部不開示を維持	3号イ	なし
13	担当者が作成した文書(その6)	680	なし	全部不開示を維持	2号 3号 イ 7号 イ	なし
14	担当者が作成した文書(その7)	681~ 682	682頁枠内の6行目ないし9行目	681頁「標題」の1文字目ないし4文字目及び8文字目ないし17文字目 682頁枠内の1行目ないし3行目, 10行目ないし12行目	3号 イ	682頁の2行目11文字目ないし18文字目
15	担当者が作成した文書(その8)	683	なし	全部不開示を維持	2号 3号 イ 7号 イ	なし
16	特定事業所Aが提出した報告	684~ 685	なし	全部不開示を維持	3号 イ	なし

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが，文書番号 1 ないし文書番号 1 6 の 1 枚目ないし 6 8 5 枚目に 1 頁ないし 6 8 5 頁と付番したものを「頁」として記載している。